

平成28年第1回定例会

請願文書表

平成28年請願第1号	「平和安全保障関連法」の廃止へ意見書提出を求める請願
平成28年請願第2号	TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

請 願 文 書 表

請 願 名	「平和安全保障関連法」の廃止へ意見書提出を求める請願
受 理 番 号	平成 28 年請願第 1 号
受 理 年 月 日	平成 28 年 2 月 23 日
請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	龍ヶ崎市 4 1 9 5 番地 3 「戦争法を廃止する」龍ヶ崎市民の会 代表 藤沢 宏至 外 1340 名
紹 介 議 員	伊藤 悦子
付 託 委 員 会	総務委員会

【請願趣旨】

2015 年 9 月 19 日に参議院で「強行採決」され「成立」した「平和安全保障関連法」は憲法第 9 条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかです。また安倍政権は戦後半世紀にわたって歴代政権が「憲法第 9 条のもと集団的自衛権は行使できない」としてきた憲法解釈を一内閣の決定でくつがえしてしまいました。憲法に反する事項は通常の立法過程の多数決で決めてはいけないという立憲主義に反するものです。立憲主義・民主主義を一刻も早く取り戻すために、「平和安全保障関連法」は廃止されなければなりません。

今年にはいり、北朝鮮の原爆の実験、ミサイルの発射は国連安保理決議違反であり、6 カ国協議の共同声明に違反するもので、国際的に非難されるものです。しかし北朝鮮や中国の脅威論や抑止論をとっても今回の「平和安全保障関連法」を正当化することはできません。それは日本の防衛とは関係のない地域での戦闘に参加するような現実的危険が迫っているからです。

第一にアフリカの南スーダンでの P K O 活動に「駆けつけ警護」任務を追加検討されていることです。スーダンから分離独立した、南スーダンでは 2013 年以降、大統領派と副大統領派の内戦状態に入っています。和平協定が結ばれても何度も破られています。200 万人を超える難民が発生しています。「平和安全保障関連法」の一つで、改正された P K O 法（国連平和協力法）では、自衛隊の任務が大幅に拡大され「安全確保業務」「駆けつけ警護」の活動が新設され、合わせて武器使用基準が拡大され、任務遂行・業務を妨害する行為の排除のための武器使用が可能となりました。国連の P K O 活動そのものが、「P K O 5 原則」（停戦合意の成立、すべての紛争当事者の受け入れ同意、中立的立場、いずれかが満たされない場合は撤収など）を守れていない状態の中での活動に変わるなかで、安倍政権は拡大された新しい任務を検討しており、極めて危険な行為です。

第二に対 I S 軍事作戦に参加の問題です。米国のカーター国防長官は昨年 12 月上院軍事委員会で、対 I S 軍事作戦に関して「約 40 カ国に協力要請した」と発言し、航空機の派遣や武器弾薬の提供を要求したと発言しています。安倍政権は米国の要請有無について明らかにしていませんが、空爆を行っている「有志連合」を支持し、「法律的にはありうる」と答弁しています。日本が対テロ戦争に参加すれば、日本人が国内外でテロの標的になる危険性が高まります。イラクやアフガニスタンでの「対テロ戦争」は、多数の市民を犠牲にし、憎しみとテロを拡大する元凶になってきたことは、イラク戦争を引き起こしたイギリスのブレア元首相など、責任を認めています。

「紛争を戦争にしない」「紛争の対話による解決」の活動をしている A S E A N（東南アジア諸国連合）に学ぶべきです。

2016 年度国の軍事費予算は史上初めて 5 兆円を超えました。装備は「海外で戦争できる自衛隊」をめざすものばかりです。オスプレイ 4 機で 447 億円、飛行距離の長い戦闘機 F

35・6機1084億円，早期警戒機E2D・1機260億円，滞空型無人機グローバルホーク146億円，米空母と一体のイージス艦1734億円，新型空中給油機231億円などです。一方で，社会保障費や教育，中小企業対策，地方財政などの予算は軒並み削減。2017年度には消費税10%への増税が計画されています。「平和安全保障関連法」の道は，大軍拡，くらし破壊の道です。

このように「平和安全保障関連法」は戦後初めて「殺し，殺される」危険が現実的に迫っており，地方自治体にとっても，市民の命，暮らしに大きな影響のある「平和安全保障関連法」は一刻も早く廃止されなければなりません。「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書を提出して下さい。

地方自治法124条の規定によりお願いいたします。

【請願事項】

1. 「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書を提出してください。

請 願 文 書 表

請 願 名	T P P協定を国会で批准しないことを求める請願
受 理 番 号	平成 28 年請願第 2 号
受 理 年 月 日	平成 28 年 2 月 23 日
請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	取手市新川 2 9 7 県南農民組合 組合長 渋谷 俊昭
紹 介 議 員	伊藤 悦子 金剛寺 博
付 託 委 員 会	環境生活委員会

【請願趣旨】

T P P（環太平洋パートナーシップ）協定は 2 月 4 日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、「大筋合意」後もその全容を示さないまま「T P P対策費」を含む補正予算を通し、約 2900 ページとされる協定及び付属書の公表も 2 月 2 日となるなどきちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしています。国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続きはふさわしくありません。

一方 T P P協定は、少なくとも G D Pで 85%以上 6 カ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今行われている米国大統領選挙の候補者の内、T P P「大筋合意」支持は少数派であり、米国の批准は早くても 11 月の大統領・議員選挙後と見られています。米国の状況とは無関係に、今国会中に成立を目指すのはあまりにも拙速すぎます。

協定の内容も問題です。米麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品 5 品目全てで大幅な譲歩をおこない、くわえて重要 5 品目の 3 割、その他農産品では 98%の関税撤廃を合意しています。さらには政府が「守った」としている重要 5 品目の「例外」も、7 年後に米国など 5 カ国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている「合意」は、通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ちゆきません。

また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定さえあります。T P Pと並行して行われてきた日米二国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るという、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

【請願事項】

1. 国会決議に違反する T P P協定の批准は行わないこと。